

平成 21 年 12 月 28 日

日本周産期・新生児医学会
有 権 者 各 位

選挙管理委員会
委員長 須永 進

平成 21 年度「評議員選挙 投票」に関する通知(選挙公示)

本学会の定款に従い、評議員選出のための選挙を行ないます。つきましては、下記事項をご熟覧の上、評議員選出の投票を行なわれるようお願いいたします。

投票期間:平成 22 年 1 月 8 日(金)～2 月 1 日(月)17 時まで

[記]

1. 今回の選挙について

- (1) 選挙権を有する者は、定款施行細則第 20 条に基づく一般会員とします。
- (2) 評議員の選出にあたっては、1 月にホームページへ掲載する「電子投票」内の「候補者一覧」あるいは、12 月末に郵送する「候補者名簿」を選出資料とします。
- (3) 「評議員定数」および「直接選挙定数」は、本文最終ページの一覧表「選挙評議員定数」に掲載しています。
- (4) 当落に関する同点者がいる場合は、定款に従い年長者を当選とします。
- (5) 今回の選挙は、全国区での立候補となっています。

2. 投票にあたって留意すべき事項

- (1) 投票方法は、原則として学会ホームページ上での電子投票となります。尚、今回に限り紙ベースでの投票を希望された方には、投票用紙を 12 月に送付しています。
- (2) 対象領域と投票できる人数は、今回の選挙区は全国区なので、A領域 10 名、B領域 10 名、C領域 2 名の候補者に投票できます。尚、不完全制限連記ですので、最大で 22 名以内の人数であれば 0 名(白票)でも投票することができます。
- (3) 電子投票は、投票用紙による投票と同様、無記名投票となるシステムになっています。
- (4) 具体的な投票方法については下記を参照してください

【電子投票の場合】

- ・今回の評議員選挙より投票は、原則電子投票になりました。
- ・学会ホームページの会員専用ページ左欄に「電子投票」のボタンがあります。ここから入って、評議員選挙の投票を行なってください。
- ・電子投票についての詳細は、学会ホームページの会員専用ページ左欄の「評議員選挙」のボタン中にある「電子投票の方法について」(同封ブルーの封筒内にもあり)を参照してください。
- ・電子投票用パスワードは同封のブルーの封筒内に表記しています。
- ・有効な投票は、平成 22 年 2 月 1 日(月)17 時までに受信したものとします。

【投票用紙の場合】

投票方法

- ・投票用紙を使用できる方は、立候補案内時に投票用紙を申込まれた方だけになります。
- ・投票の際は、必ず同封の投票用紙をお使いください。所定の投票用紙以外のものを使用された場合は無効になります。
- ・同封の「候補者名簿」より定数以内の被選挙権者を選んで投票してください。
- ・定数を超える投票をされると、その領域について全ての投票が無効になります。
- ・投票用紙には、候補者の姓名を楷書(自筆)で明瞭に記入してください。
- ・姓あるいは名のみでの投票、姓名の判別の出来ない投票は無効となります。

送付方法

- ・記入した投票用紙は、茶色の小封筒に入れ、次に、その小封筒をブルーの郵送用封筒に入れ、切手を貼らずに投函してください。茶色の小封筒は無記名ですが、ブルーの郵送用封筒には、「住所・氏名・会員番号」を必ず記入してください。未記入の場合は、投票が無効となります。
- ・有効な投票は、平成 22 年 2 月 1 日(月)までの消印があり、開票日時までに届いたものとします。

3. 開票について

- (1) 開票は選挙管理委員会の責任において行い、会員に対して公開で行ないます。
- (2) 開票に立会いを希望する場合には、1 月 29 日(金)までに事務局に申し出てください。
(申込多数の場合は、抽選とさせていただきます)
- (3) 開票日時:平成 22 年 2 月 5 日(金)10 時より
- (4) 開票場所:東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内
日本周産期・新生児医学会 事務局 2階会議室

4. 選挙に関する問合せ先

お問合せの際は、書面(E-mail, FAX)をもって行なってください。

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内
日本周産期・新生児医学会 選挙管理委員会宛
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104
E-mail: jspnmsenkyo@rhythm.ocn.ne.jp

5. その他

(1) 評議員の定数について

・評議員の定数は評議員選出を行なう前年の11月1日現在の施行細則第4条に定める1年会員を除く一般会員数を基準とし、A(産科)領域、B(小児科)領域、C(小児外科、麻酔科などA・B以外の科)領域の各会員数20名につき1名の割合とし、会員数に20未満の端数を生じた場合は、11名を超える時に1名を加えるとの規定(施行細則第13条2項)により、今回の評議員の定数は下記の通りとなります。

◇平成21年11月1日の一般会員数より算出された選挙評議員の定数

	一般 会員数	評議員 定数	理事会推薦 定数(15%)	直接選挙 定数	現評議員 総数
A領域(産婦人科)	2,932	147	22	125	109
B領域(小児科)	2,772	139	20	119	133
C領域(小児外科他)	459	23	3	20	22
合計	6,163	309	45	264	264

- ・理事会推薦評議員の選出は、選挙で選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに行います。(施行細則第13条5項)
- ・選挙により選出される評議員の定数が満たない場合は、選挙によって選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに欠員を補充します。(施行細則第13条7項)

以上